

第4章 避難

避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に実施すべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものであり、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものである。

第1節 避難の方法

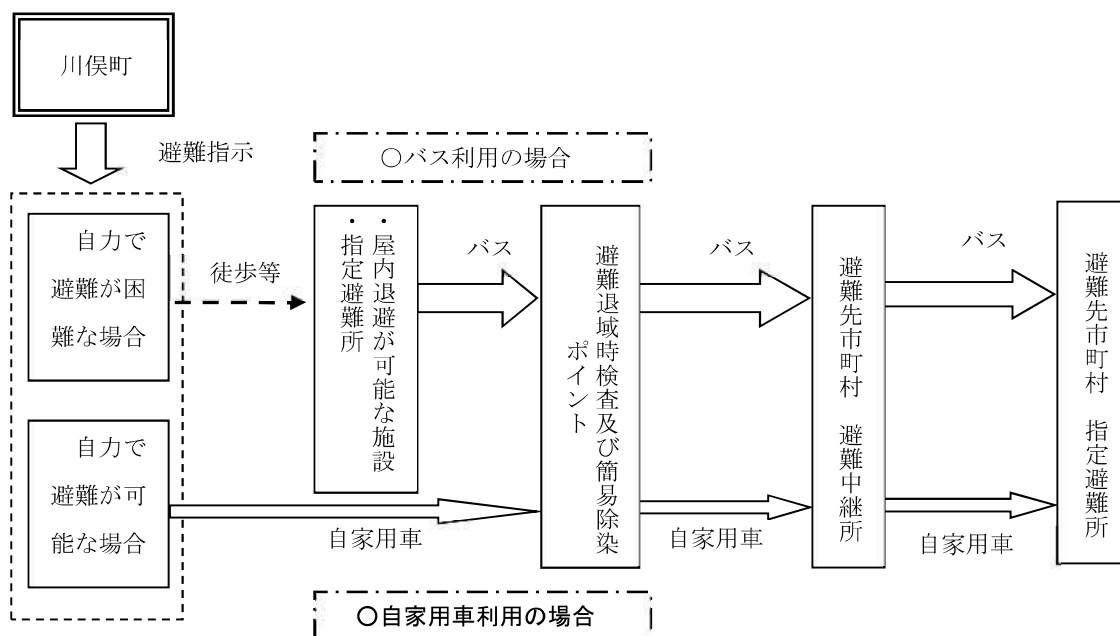
1. 自力で避難が可能な場合

自家用車等（乗り合い等も含む）により自力での避難先への避難が可能な住民については、原則、各自で避難を行うものとする。

2. 自力で避難が困難な場合

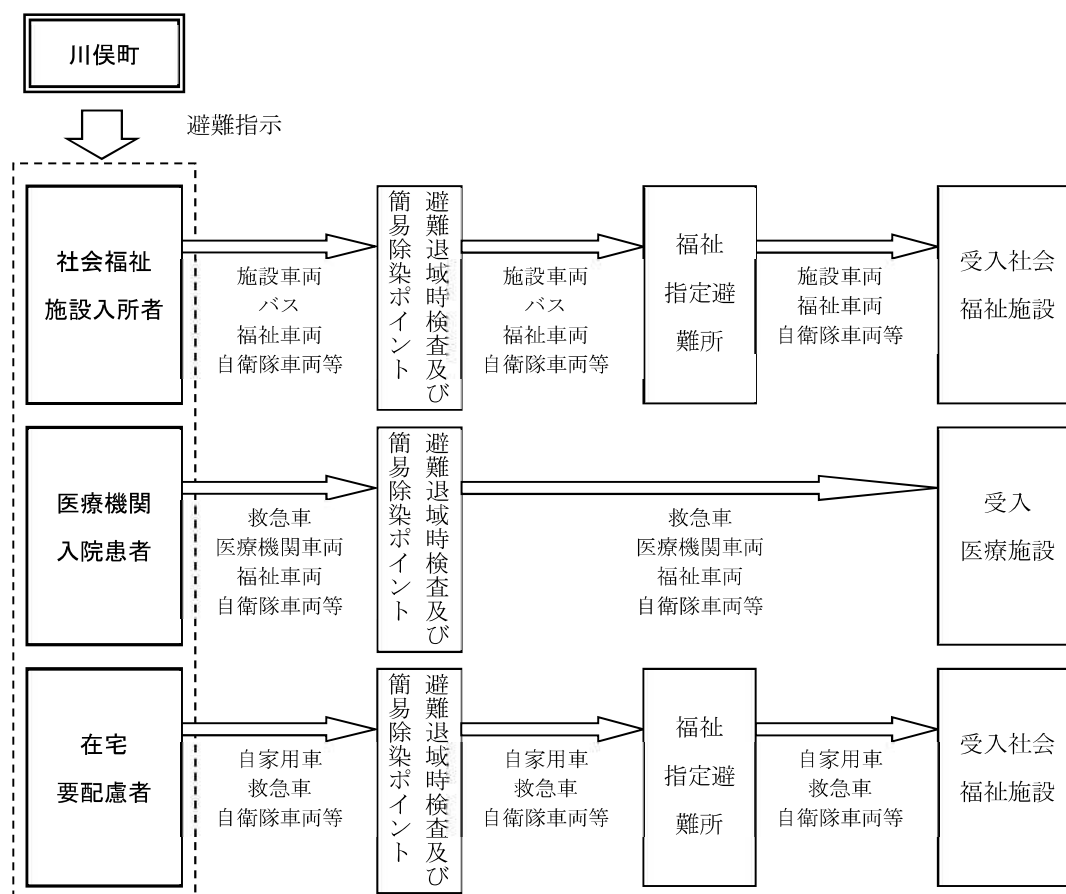
避難先への自力での避難が困難な住民等は、町が指定する指定避難所又は屋内退避が可能な施設に集合する。集合場所に自力で移動することが困難な者については、町職員、消防署員・消防団員及び警察官が避難支援を行う。

【一般住民】



※学校等施設から避難する園児等は、原則として、保護者に引き渡した後、自宅等から避難を行う。ただし、現在避難等により区域外から通学している生徒については、バス等で集団避難を実施する。

【要配慮者】



※ 避難場所については一般的なイメージであり、要配慮者の症状、状況により判断する。

3. 避難手段の確保

住民を広域避難させるための移動手段は以下の通りとする。

- (1) 避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、県地域防災計画に定める防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。
- (2) 自力で避難可能な住民については、原則、段階的避難指示に従って自家用車により避難するものとする。この場合、渋滞を極力避けるため家族または近所の住民との乗り合わせにより避難する。
- (3) 自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ町が選定した集合場所等からバス等により避難するものとする。
- (4) 学校等から避難する児童・生徒等は、原則、保護者等に引き渡した後、自家用車等による避難を実施するものとする。

(5) バスによる避難については、町が所有するバスだけでは不足することから、県への支援を要請する。

(6) 県は、バス等による避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合、陸上自衛隊や海上保安庁等へ車両、ヘリコプター等の派遣要請を行う。

4. 交通誘導・通行規制計画の整備

警察本部は、道路管理者や他県の警察本部等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における交通誘導、通行規制を実施するための計画を検討するが、広域避難実施時には、被害の状況や避難ルートの設定状況を踏まえて、あらかじめ定めてある交通誘導・通行規制計画を調整し実施する。

5. 避難退域時検査及び簡易除染体制の整備

県は、避難ルート等に基づき避難退域時検査及び簡易除染実施場所をあらかじめ設定し、避難退域時検査及び簡易除染に要する人員体制や手順等の検討を国及び関係自治体（他県、市町村）と連携して推進し、避難退域時検査及び簡易除染体制を整備する。

また、県は、原子力事業者や県内外の関係自治体と連携し、国の協力を得ながら、（公大）福島県立医科大学や（国立）量子科学技術研究開発機構、（公社）福島県診療放射線技師会等の支援のもと、災害対応フェーズや対象区域等に応じ、原子力災害対策本部が決定する避難退域時検査及び簡易除染基準等に基づき、住民が避難指示区域から出た後に、住民（状況に応じ、避難輸送に使用する車両及びその乗務員、携行物を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染等を実施する。

なお、県外へ避難する場合も、原則、県内において避難退域時検査及び簡易除染及び必要に応じて除染を実施する。

6. 避難先と避難ルート

本町は、県広域避難計画に基づき、原則として緊急防護措置を準備する区域（UPZ）外である、福島市、伊達市、国見町、桑折町の4市町避難先とする。自力で避難を行う住民は、地区ごとに決められた避難先へ避難を行う。

避難に際しては、住民等は、混雑の緩和のため、地区ごとに定めた避難ルートを使用し避難を行う。町は緊急時モニタリングの結果等により、避難ルートの安全が確保できないと判断した場合に、当該避難ルートで避難を行う住民に対し、新たな避難ルートを指示するものとする。

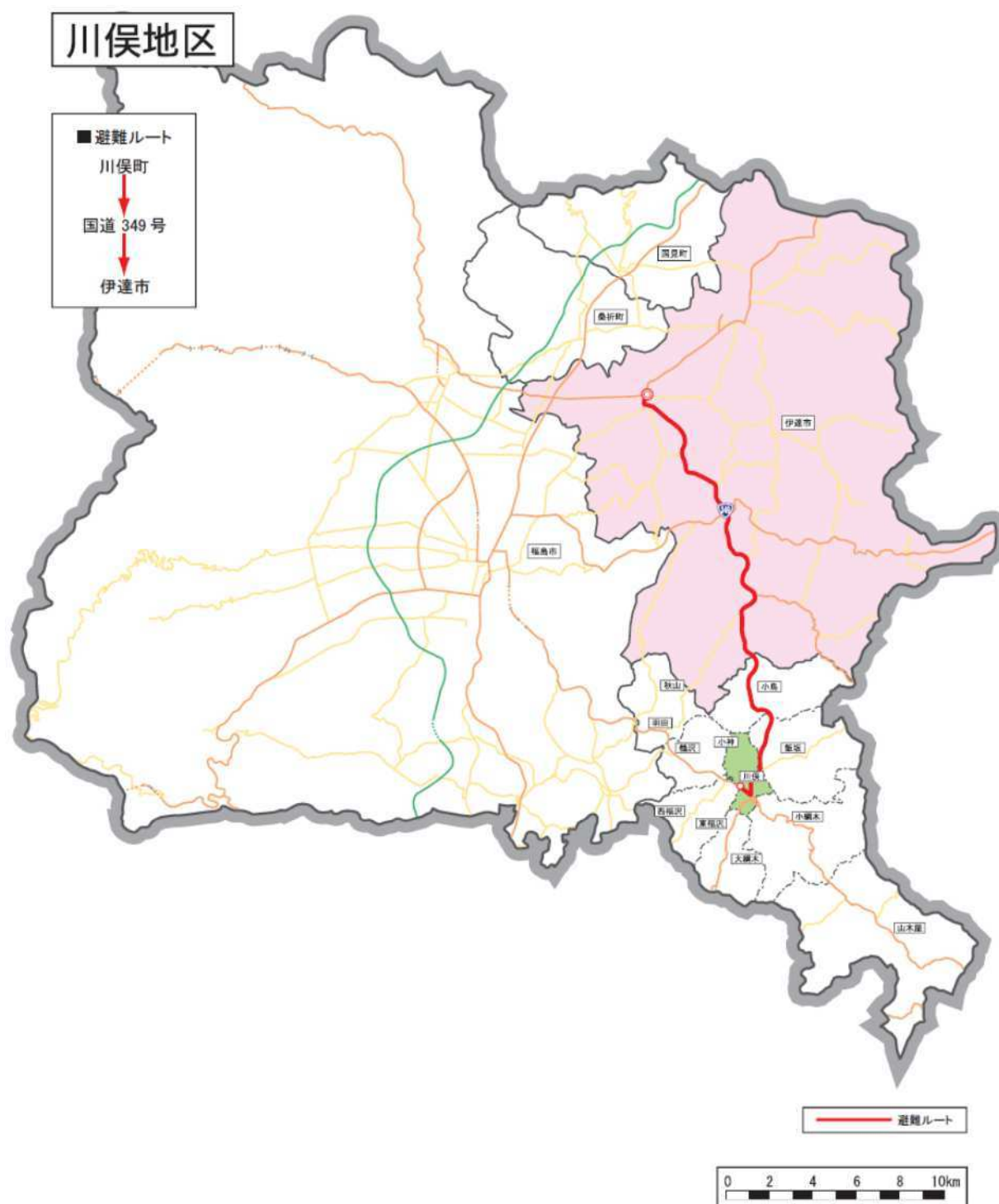
ただし、町が、県広域避難計画に基づく避難先では、安全が確保できないと判断した場合は、災害時相互応援協定を締結している、栃木県野木町、愛知県日進市、東京都江東区の3市区町に避難を行う。その際には、避難行動要支援者を含む要配慮者を優先して避難を指示するものとする。

【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難先市町と避難先施設名】

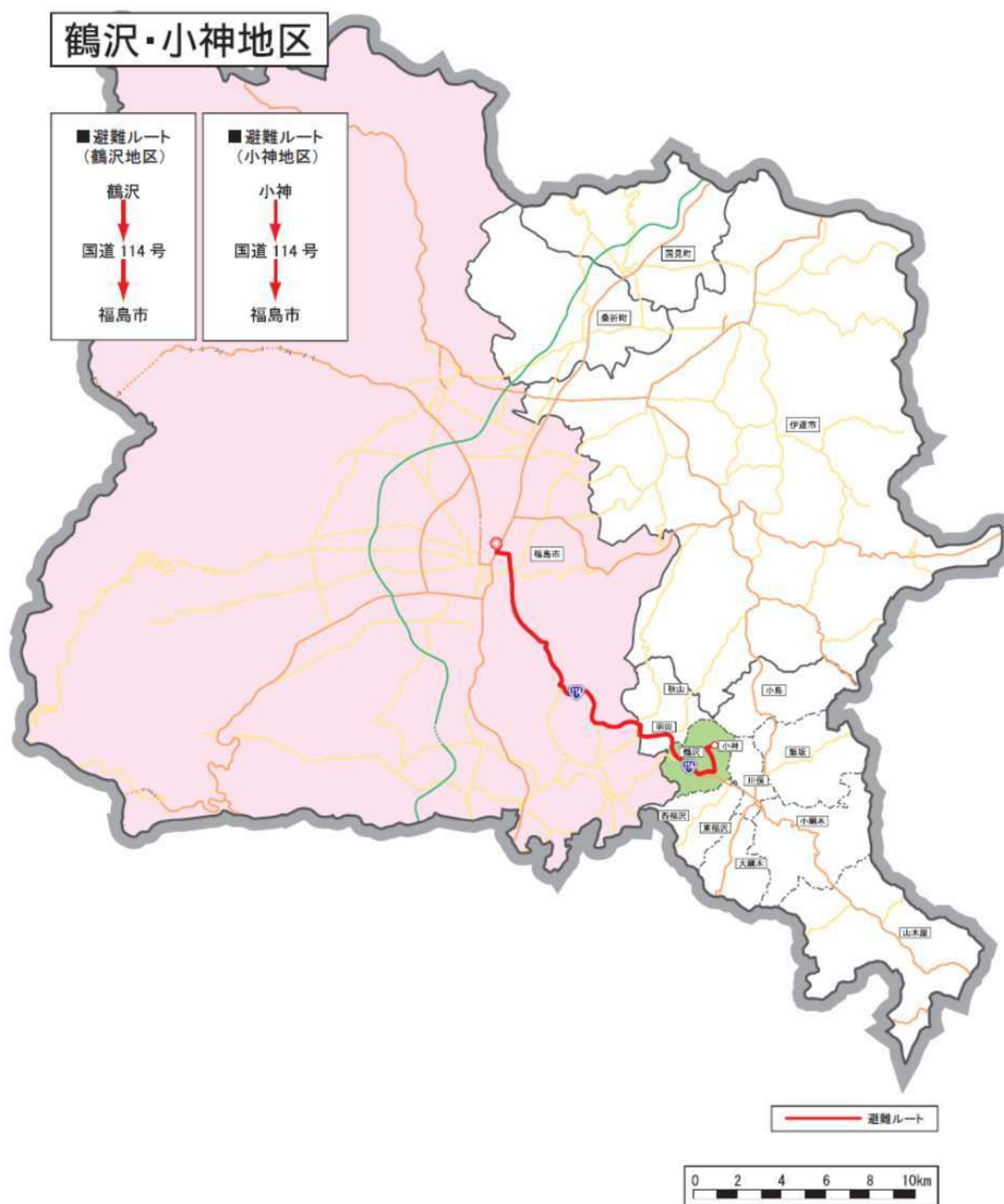
地区名	対象人口	避難先市町村	避難施設
鶴沢	2,230	福島市	北信中学校（体育館）380人 矢野目小学校（体育館）291人 湯野小学校（体育館）204人 湯野地区体育館（アリーナ）246人 福島商業高等学校（第1体育館）591人 福島商業高等学校（第2体育館）277人 福島学院大学（体育館）266人
小神	610		東部勤労者研修センター94人 西根中学校（体育館）342人 東湯野小学校（体育館）172人 瀬上小学校（体育館）181人
東福沢	540		余目小学校（体育館）291人 北信学習センター（多目的ホール他）249人
西福沢	290		月輪小学校（体育館）105人 鎌田小学校（体育館）260人
川俣	4,820	伊達市	伊達市ふるさと会館256人 伊達市福祉センター131人 伊達体育館400人 箱崎農村環境改善センター89人 伊達東地区交流館100人 伊達中学校（体育館）568人 伊達小学校（体育館）222人 伊達東小学校（体育館）170人 伊達ふれあいセンター143人 伊達中央交流館105人 桃陵中学校（体育館）510人 上保原小学校（体育館）236人 保原中央交流館196人 保原市民センター110人 保原体育館264人 上保原地区交流館154人 梁川中央交流館154人 栗野小学校（体育館）194人 栗野地区交流館85人 旧五十沢小学校（体育館）130人 五十沢地区交流館63人 旧大枝小学校（体育館）98人 東大枝地区交流館59人 伊達高等学校（大体育館）405人 伊達高等学校（小体育館）286人 伊達高等学校（格技場）106人
羽田	750		梁川小学校（体育館）298人 梁川中学校（体育館）584人 旧白根小学校（体育館）141人 白根地区交流館61人 旧山舟生小学校（体育館）112人 山舟生地区交流館70人 旧富野小学校（体育館）105人 富野地区交流館65人
秋山	540	国見町	観月台文化センター300人 観月台文化センター（体育館）289人 上野台運動公園（アリーナ）754人 上野台運動公園（体育館）289人
小島	570		国見小学校（体育館）253人 森江野町民センター61人 国見東部高齢者等活性化センター72人 国見東部高齢者等活性化センター（体育館）115人
飯坂	1,280		県北中学校（柏葉体育館）324人 小坂農村総合管理センター108人 大木戸ふれあいセンター96人

大綱木	260	伊達市	梁川体育館294人 梁川福祉会館163人 堰本小学校（体育館）211人 堰本地区交流館82人 梁川寿健康センター72人
小綱木	540		保原小学校（体育館）423人 保原ふれあいセンター109人 保原第2体育館210人
山木屋	320	桑折町	町民体育館253人 釀芳幼稚園（多目的室他）201人 伊達崎小学校（体育館）155人 睦合小学校（体育館）183人 半田釀芳小学校（体育館）218人 釀芳小学校（体育館）306人 釀芳中学校（体育館）533人

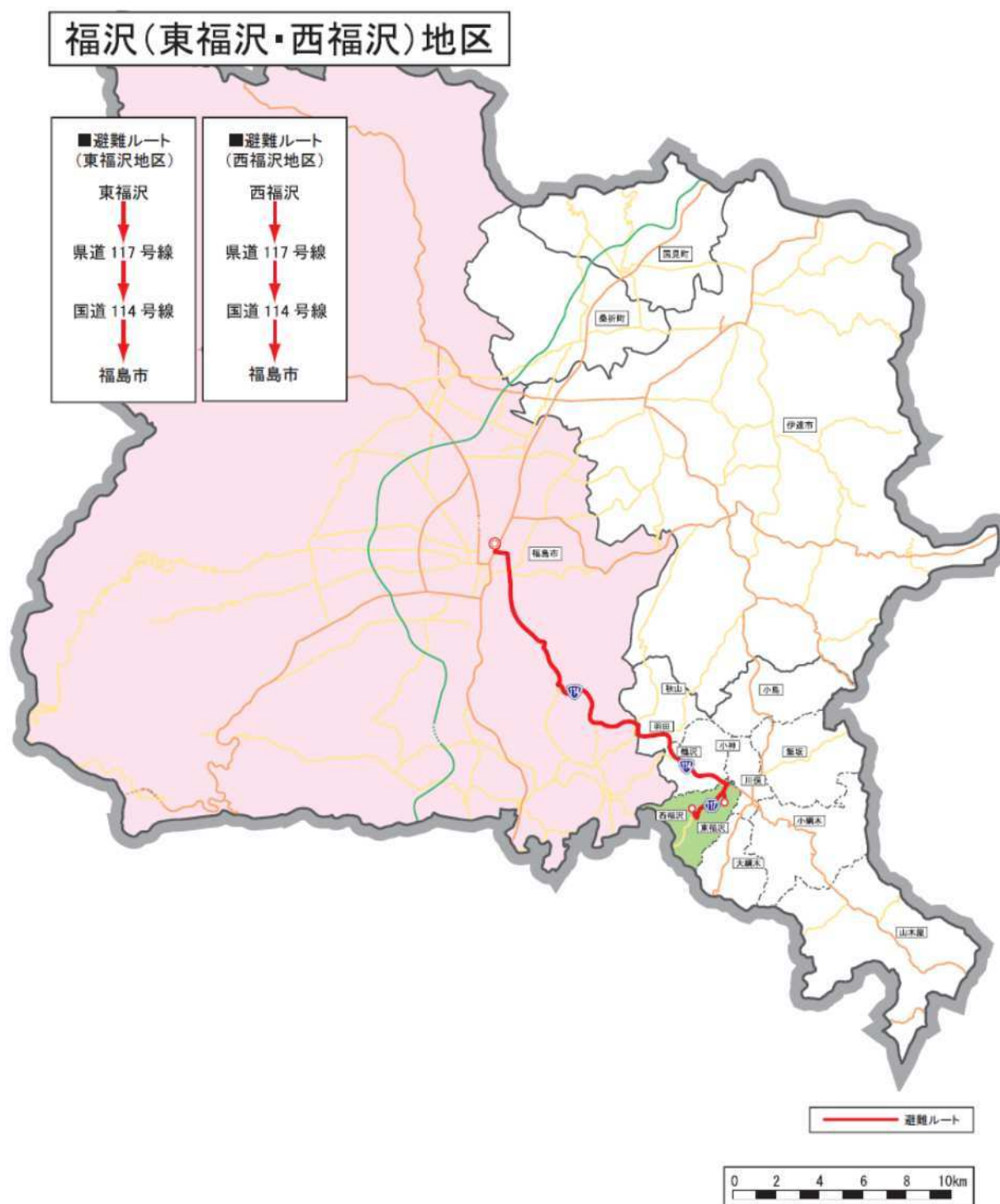
【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（川俣地区）】



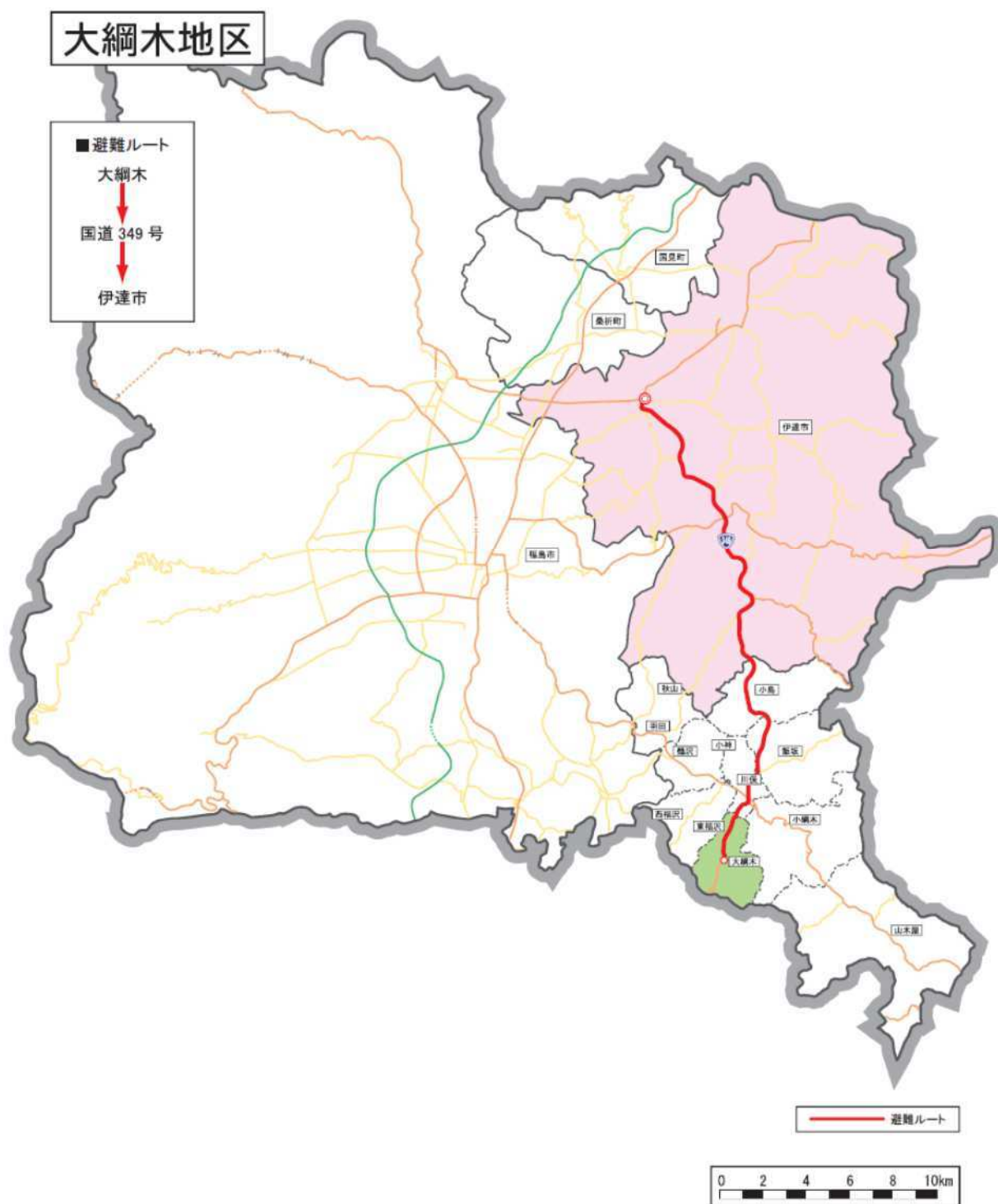
【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（鶴沢・小神地区）】



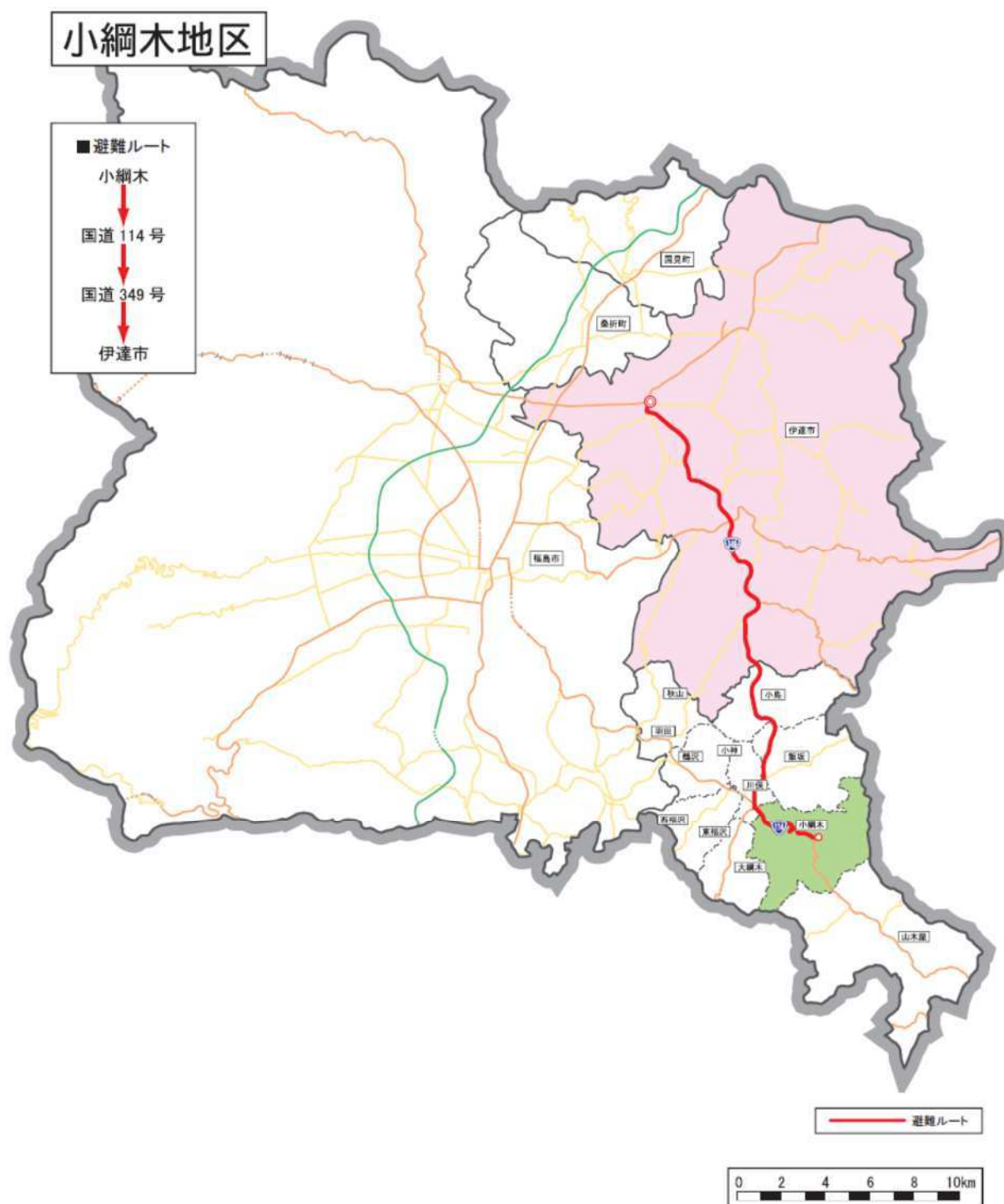
【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（東福沢・西福沢地区）】



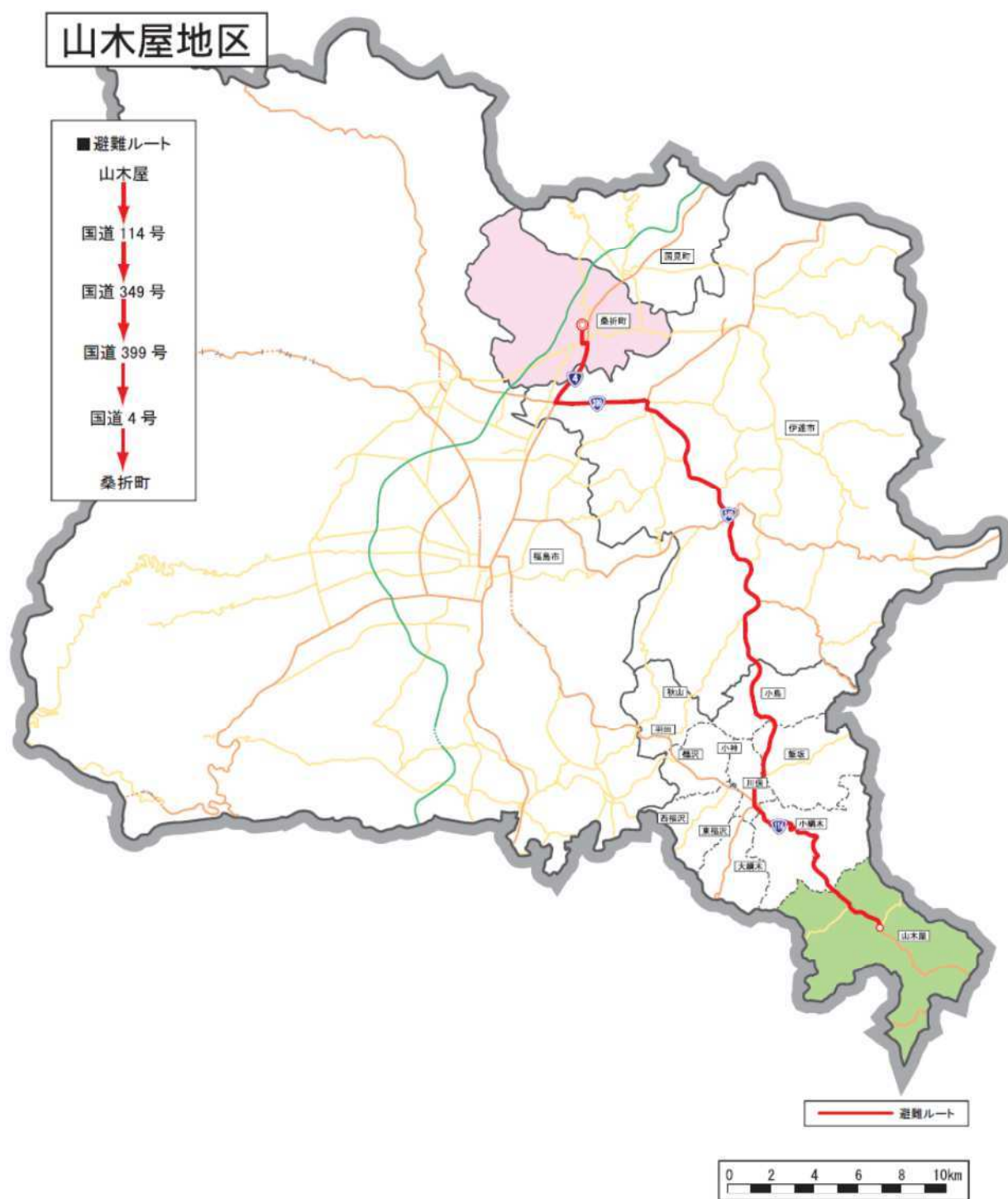
【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（大綱木地区）】



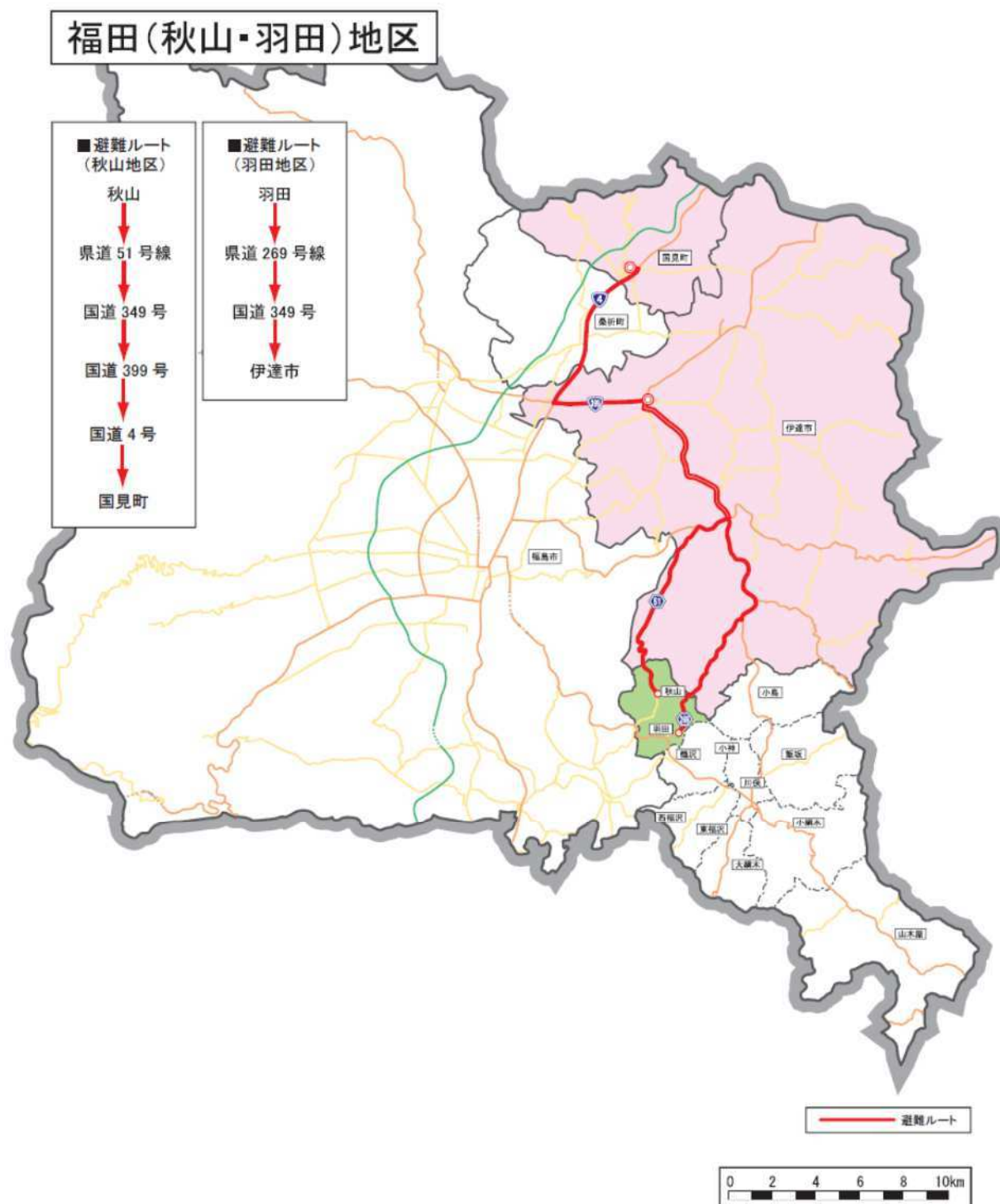
【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（小綱木地区）】



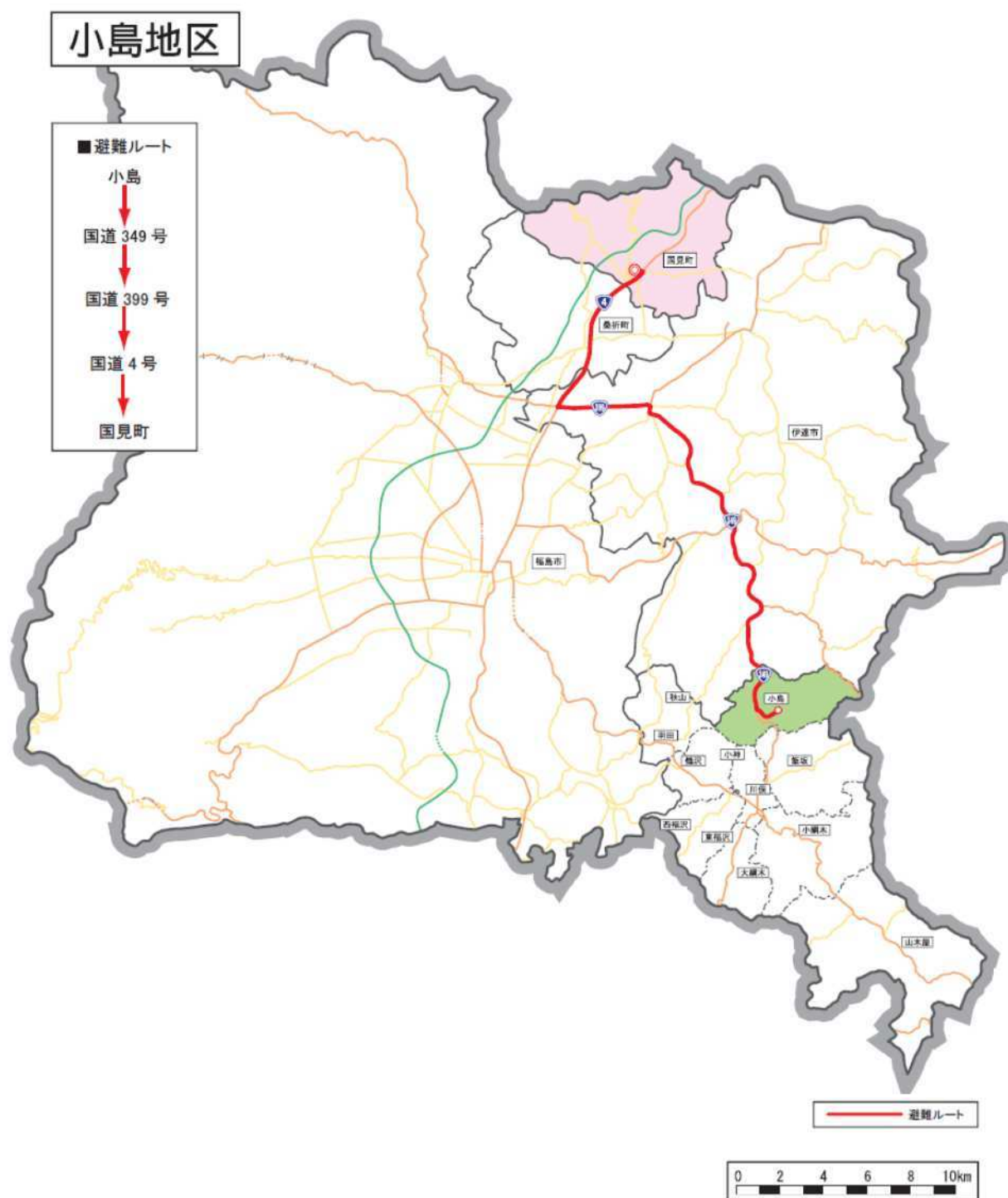
【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（山木屋地区）】



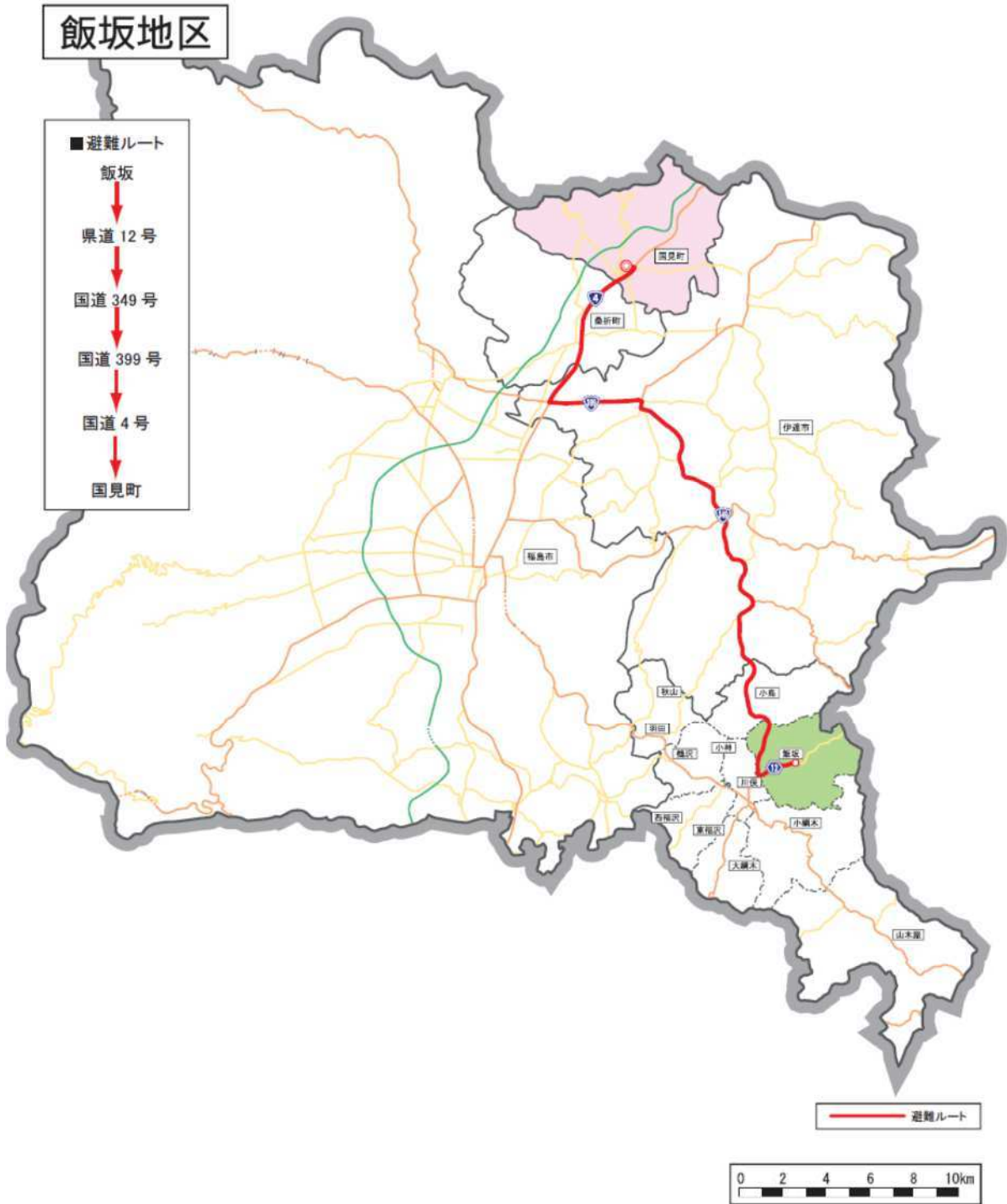
【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（羽田、秋山地区）】



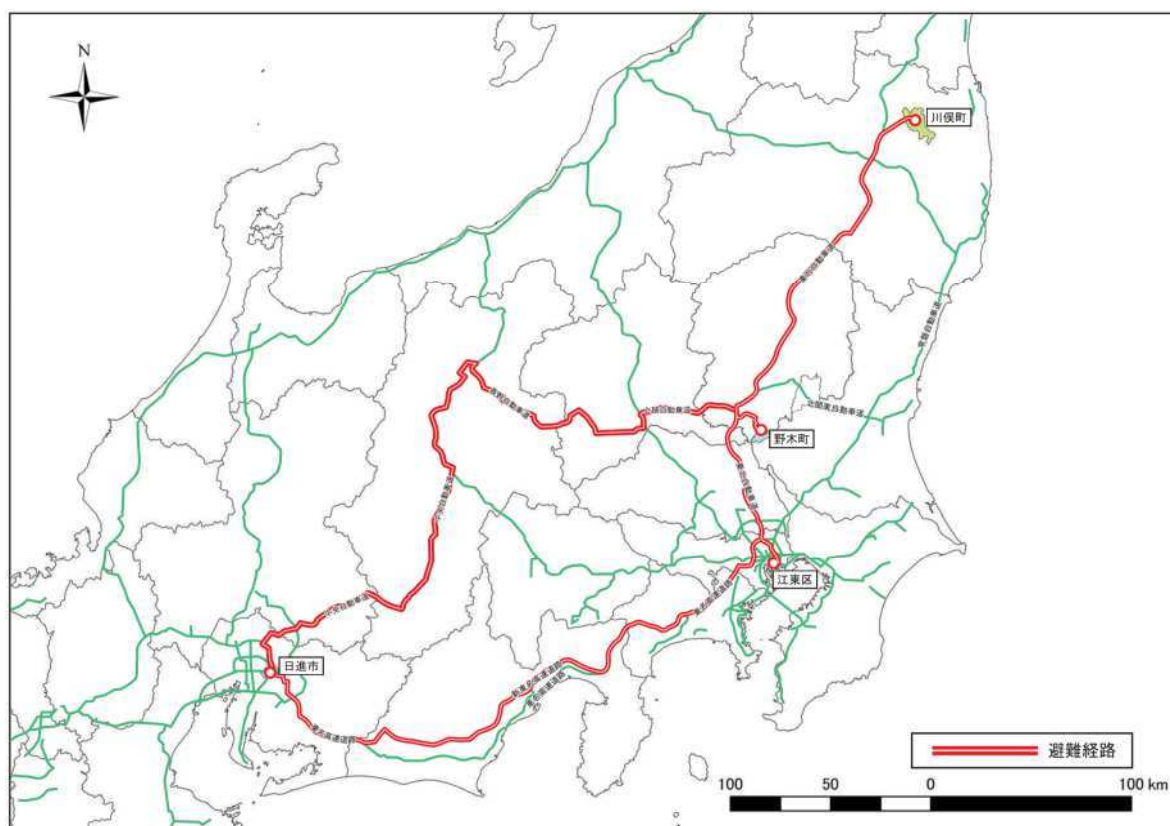
【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（小島地区）】



【県広域避難計画に基づいた地区ごと避難ルート（飯坂地区）】

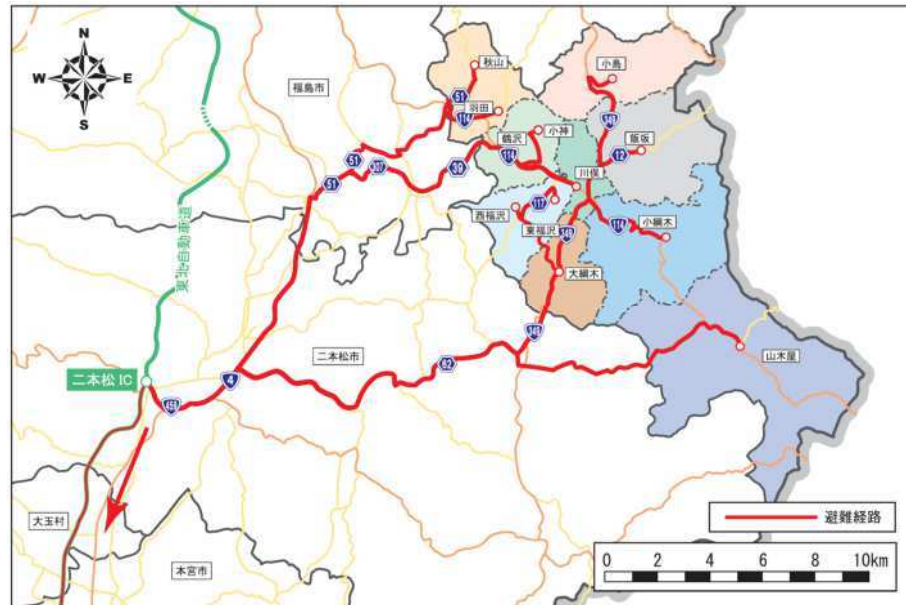


【災害時相互応援協定に基づいた避難先への避難ルート（全体図）】



【栃木県下都賀群野木町への避難する際の避難ルート】

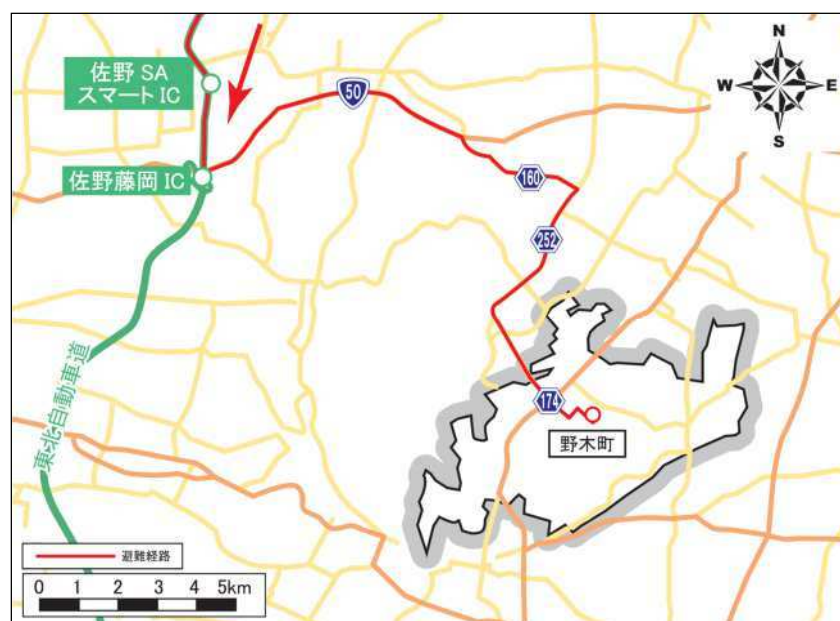
①川俣町～二本松 IC



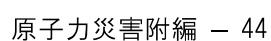
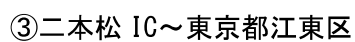
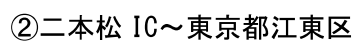
②二本松 IC～栃木県野木町



③佐野藤岡 IC～栃木県野木町

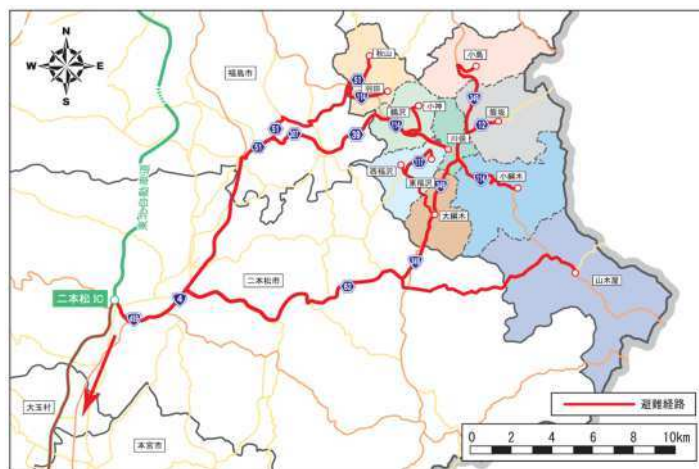


①川俣町～二本松 IC

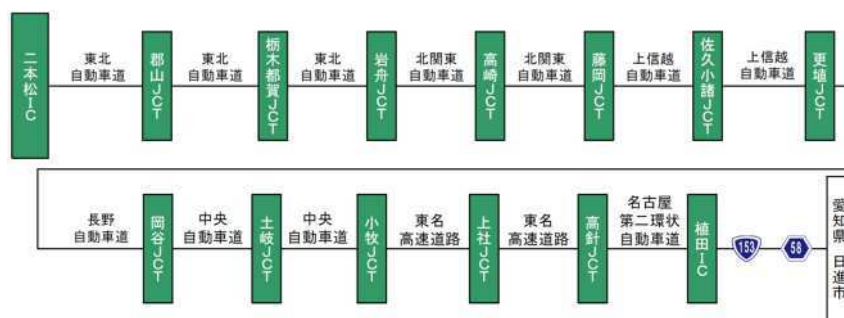


【愛知県日進市への避難する際の避難ルート】

①川俣町～二本松 IC



②二本松 IC～愛知県日進市



③二本松 IC～愛知県日進市

